

覚 書

御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町並びに熊本市は、可燃ごみの広域処理に関する覚書を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町（以下「構成町」という。）並びに熊本市が、令和元年度（2019年度）熊本市一般廃棄物処理実施計画（令和元年告示第505号）に定める燃やすごみ及び可燃性ごみ（以下「可燃ごみ」という。）について、広域処理の実施を計画するに当たり、その基本となる事項を定めるものとする。

(連携・協力)

第2条 構成町及び熊本市（以下「構成市町」という。）は、相互に連携、協力して広域処理を実施するものとする。

(広域処理の内容)

第3条 構成町は、熊本市東部環境工場の延命化整備事業が完了する令和7年度（2025年度）からを目途に、構成町が建設予定のごみ焼却施設が稼働するまでの間、構成町域内の可燃ごみについて、処理を熊本市へ委託するものとする。

(搬入施設)

第4条 広域処理の実施に当たり、可燃ごみを搬入する施設は、熊本市東部環境工場を基本とする。

(委託料の額)

第5条 広域処理の実施に係る可燃ごみ処理委託料の額については、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第16条に規定する廃棄物処理手数料の額及びごみ処理原価等を基準として、構成市町で協議の上定めるものとする。

(その他の連携・協力)

第6条 構成市町は、災害廃棄物を含む一般廃棄物処理に関し、第3条に定める広域処理の他、連携・協力が可能な事業を検討・実施するものとする。

(雑則)

第7条 この覚書について疑義のあるとき、又は、この覚書に定めのない事項については、構成市町が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書6通を作成し、当事者署名の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)3月30日

御船町

町長

藤本正幸



嘉島町

町長

荒木泰正



益城町

町長

西村博則



甲佐町

町長

奥名克美



山都町

町長

梅田 穰



熊本市

市長

大西 一史

